

農業委員会制度について

平成24年2月
農林水産省

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果(抜粋)

「規制・制度改革に係る対処方針」(抜粋)平成22年6月18日 閣議決定

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定) における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期			
3. 農業分野						
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査の準備に着手している。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を発出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映することとしている。	

農業委員会制度の概要

○農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。

参考：根拠法律

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

第3条 市町村に農業委員会を置く。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第202条の2

4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。



○市町村の行政機関であるが、市町村長の指揮監督は受けない。

○農業者の代表などからなる農業委員の話し合いで運営。

農業委員会の設置基準

○原則として市町村に1つ設置(必置)

<例外>

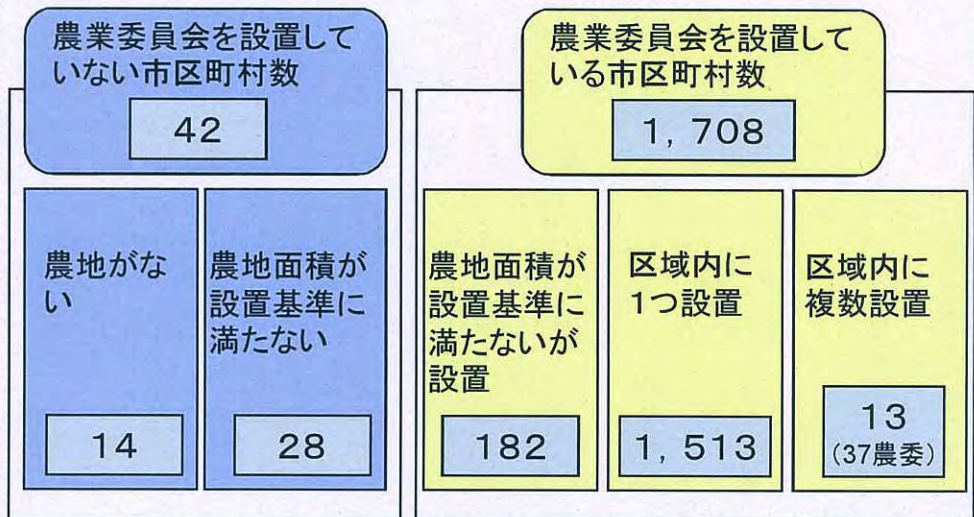
- 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる(設置するか否かは市町村が選択)。
- 農地面積が著しく大きい場合(農地面積7,000haを超える場合)等は、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。

<農業委員会設置の意義>

- 農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保。
- 市町村長から独立した行政委員会として、公平、中立に事務を実施。
- 農業者の自主的な組織として、地域の農地の利用調整(農地集積や紛争の仲裁など)に積極的に取り組む。

農業委員会の設置状況

全国1,750市区町村のうち、1,708市区町村で1,732の農業委員会を設置



農林水産省経営局農地政策課調べ(平成22年10月1日現在)